

小野市 国民保護計画

**平成 19 年 3 月作成
令和 6 年 2 月変更**

【目 次】

第1編　総　論.....	1
第1章　市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章　国民保護措置に関する基本方針	3
第3章　関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章　市の地理的、社会的特徴	9
第5章　市国民保護計画が対象とする事態	11
 第2編　平素からの備えや予防.....	16
第1章　組織・体制の整備等	16
第2章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
第3章　物資及び資材の備蓄、整備	35
第4章　国民保護に関する啓発	37
 第3編　武力攻撃事態等への対処.....	38
第1章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
第2章　市対策本部の設置等	41
第3章　関係機関相互の連携	47
第4章　警報及び避難の指示等	52
第5章　救　援	63
第6章　安否情報の収集・提供	73
第7章　武力攻撃災害への対処	76
第8章　被災情報の収集・報告及び公表	87
第9章　保健衛生の確保その他の措置	89
第10章　市民生活の安定に関する措置	92
第11章　特殊標章等の交付及び管理	94
 第4編　復　旧　等.....	97
第1章　応急の復旧	97
第2章　武力攻撃災害の復旧	98
第3章　国民保護措置に要した費用の支弁等	99
 第5編　緊急対処事態への対処.....	101
安否情報省令にかかる様式.....	108

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する国民保護措置】（法16－1）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法等第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】（法35－2）

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(4) 計画の対象

市国民保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不斷の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針を定める。

(1) 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続きをできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関等の自主性尊重

市は、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力するものに対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【小野市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市国民保護計画の作成
	2 市国民保護協議会の設置、運営
	3 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【兵庫県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成
	2 県国民保護協議会の設置、運営
	3 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施

	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 中部方面隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 呉地方隊・舞鶴地方隊	
航空自衛隊 中部航空方面隊	

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸与 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税關	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供

兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部 ・第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 (指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送グループホールディングス(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

<p>① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) (株)フェリーさんふらわあ、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) (指定地方公共機関) (株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株)</p> <p>② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株) (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽バス(株)</p> <p>③ 航空事業者 (指定公共機関) (株)AIRDO、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、日本航空(株)、全日空輸(株) (指定地方公共機関) 日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株)</p> <p>④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、WILLER TRAINS(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、六甲山観光(株)</p> <p>⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株)</p> <p>⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会</p>	
--	--

[電気通信事業者]	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>(指定公共機関) 西日本電信電話(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</p>
[電気事業者]	<p>1 電気の安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 関西電力送配電(株)、電源開発(株)、電力広域的運営推進機関</p>
[ガス事業者]	<p>1 ガスの安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク株式会社</p> <p>(指定地方公共機関) (一社)兵庫LPガス協会</p>
[郵便事業を営む者]	<p>1 郵便の確保</p>
[病院その他の医療機関]	<p>1 医療の確保</p> <p>(指定公共機関) (独)国立病院機構</p> <p>(指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会</p>
[河川管理施設、道路管理者]	<p>1 河川管理施設、道路の管理</p>

	(指定公共機関) (独)水資源機構 西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

関係指定行政機関、関係指定地方行政機関等（自衛隊含む。）、関係県機関（警察機関含む。）関係市町機関及びその他の機関の連絡先については、資料編に記載する。なお、関係機関等の連絡先については、本計画とは別に、一覧表を作成しておくこととし、隨時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

小野市は兵庫県の南部、播磨地方の東に位置し、県下最大の河川、加古川の中流域に開けた田園都市であり、古くは米作を中心とする農業地帯として栄え、近年は、鉄道や道路の整備に伴い阪神間との距離が短縮し、都市化が進むなど北播磨地域の中核都市として発達している。

1 地 形

小野市は、兵庫県東・北播磨地域のほぼ中央に位置し、市域の面積は 93.84 km²で、東西に 11.8km、南北に 11.2km の広がりを有し、南は加古川市・三木市、東及び北は加東市、西は加西市と隣接している。

河川は、市域の西部に、県下最大の流域を持つ加古川が北から南へ流下し、支流として、東条川、万願寺川、万勝寺川等が流入している。加古川の左岸には河岸段丘が発達し、まちの大部分は、平地で標高 50m～150m程度のなだらかな丘陵地により形成されている。

2 気 候

小野市は、瀬戸内式気候に属しており、平均気温は 15℃程度と温暖で暮らしやすく、年間降水量は、1,200mm程度と全国的に見て少ない地域である。降水量は温暖期に多く、寒冷期に少ないと云う、いわゆる表日本型を示している。

3 人 口

小野市の人口は、市制施行当時（昭和 29 年）の 35,000 人から、平成 12 年に 5 万人を超えたが、その後は少子高齢化が進み、令和 5 年 3 月末現在で、47,354 人となっている。

4 道路の位置等

道路は、小野市を挟んで南に山陽自動車道、北に中国縦貫自動車道路の 2 本の高速道路が東西に走り、この道路を繋ぐ国道 175 号が南北に走っており、陸上交通の要衝に位置している。

5 鉄道の位置等

小野市の西部をJR加古川線が南北に走り、南の加古川市と北の加東市・西脇市を通り丹波市まで繋いでいる。また、市の南西部を西北に神戸電鉄粟生線が走り、神戸方面等への通勤網となっている。そして、市の西部から北条鉄道が加西市へと伸びている。

6 自衛隊施設

小野市、加西市、加東市の境界付近の高台に陸上自衛隊青野原駐屯地が所在している。

区分	所在地	名称	主な部隊等
陸上自衛隊	小野市	青野原駐屯地	第8高射特科群

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるのかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

① 着上陸侵攻

攻撃目標となりやすい地域	<ul style="list-style-type: none"> 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の攻撃目標となりやすい。 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
想定される主な被害	主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
被害の範囲・期間	一般的には、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。
事態の予測	敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。

留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
-------	---

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

攻撃目標となりやすい地域	<ul style="list-style-type: none"> 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。
想定される主な被害	<ul style="list-style-type: none"> 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから施設の破壊等が考えられる。 N B C 兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。
被害の範囲・期間	被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次災害の発生も想定される。
事態の予測	警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> 危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弹道ミサイル攻撃

攻撃目標となりやすい地域	発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。
想定される主な被害	通常の弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
被害の範囲・期間	弾頭の種類（通常弾頭又はN B C 弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
事態の予測	極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
留 意 点	迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制する

	<p>ことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の様子、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
--	--

④ 航空攻撃

攻撃目標となりやすい地域	<ul style="list-style-type: none"> 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ライ夫ラインのインフラ施設が目標となることも想定される。
想定される主な被害	通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災が考えられる。
被害の範囲・期間	その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。
事態の予測	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 生活関連施設等に対する攻撃がある場合は、被害が拡大する恐れがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生、拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を超える避難が伴い、我が国全体としての調整が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

(3) N B C 攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

① 核兵器等

想定される主な被害	<ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより放射線障害が発生する恐れがある。 ダーティボムは、核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 核攻撃事態等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実に行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

② 生物兵器

想定される主な被害	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
留意点	<p>国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーバイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。</p>

(4) 化学兵器

想定される主な被害	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままで分解、消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破 ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設の爆破 ・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆破による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、平素からの備えについて定める。

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておく。なお、市対策本部長の代替職員は、以下のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 防災監

第3順位 市民安全部長

2 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に消防本部、消防署における初動体制

を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準を参考に、消防団の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できる

よう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

（財）日本中毒情報センター大阪中毒 110 番 072-727-2499

（3）関係機関との協定締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定一覧】

協定名称	応援内容	手続き
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	県内で災害が発生した場合の県及び県内市町による相互応援	被災市町長は、県に対し要請
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合の相互応援	市町長は、ブロック別代表市町長に電話等で要請
兵庫県広域消防相互応援協定	県下の市町、大規模又は特殊な災害に対処する広域応援体制	発災市町の消防長からの要請に基づく
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院間の災害時初動時の応援協力	被災した会員病院より応援要請があった場合等で、会員病院又は被災地への応援
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	水道災害において、県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力し、県内及び他の都道府県における相互応援活動	応援要請書により手続き(ただし、口頭、電話、電信等により要請し、その後、文書を提出するもの)
災害時における応急対策業務に関する協定書	災害応急対策業務の応援に関する協定	市は、要請書により要請(いとまがない場合は、口頭で要請し、その後、要請書を交付するもの)
緊急時における生活物資確保に関する協定書	生活物資の確保に関する協定	市が、生活物資の確保及び安定供給について要請する
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	災害発生時において、兵庫県、各市町及び関係一部事務組合が協力して処理を円滑に実施するための相互応援	被災市町が県に必要な措置を要請する

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 市民に期待される取組

(1) 住民及び自治会等に期待される取組

① 平素の取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品等や携帯ラジオ等の非常時持ち出し品を準備しておく。
- イ 怪我などに対応する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備え、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難所とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素の取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市や消防と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を住民に伝達する。

- イ 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

① 平素の取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- エ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ 従業員等の安否確認を行う。
- エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

第3 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 情報通信機器等の活用

市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・設備面

- ア 非常通信施設等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生における情報収集体制の整備を図る。
- ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

② 運用面

- ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び

防災行政無線（移動型）、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 市民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を整備する。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、各種メディアの活用など多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、気象情報）や避難情報を発信し、市民への適切な情報伝達に努める。

(5) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(6) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）

(7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(8) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関する、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別できるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

- （上記①～⑥に加えて）
- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 遺体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集・整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した〇〇〇による被害（第　報）

令和　年　月　日　時　分
小　　野　　市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

- (1) 発生日時 令和　年　月　日
(2) 発生場所 小野市　町　　番地

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他の被害	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊		
			重症	軽症				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概　　況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等関係機関との連携によるN B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を、適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める。(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜間の人口のデータ
区域内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等
輸送力のリスト	鉄道、バス等の運送事業者の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数のデータ
避難施設のリスト	収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区域内の民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定	特に、地図や各種データ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。
自治会、自主防災組織等の連絡先一覧	代表者及びその代理人の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
消防機関のリスト	消防団長等の連絡先・消防機関の装備資機材のリスト
避難行動要支援者名簿	

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

① 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避

難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者の支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮は重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難指示等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することとする。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模の事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合に鑑みて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと平行して、関係機関との連携を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報	① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員 ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
輸送施設に関する情報	① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など） ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） ③ ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとする。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

番号	所在地	名称	管理者名	連絡先 電話番号	敷地の広さ (延長×幅)
東 087	王子町 917 - 1	大池 総合公園野球場	市長	0794 - 62 - 7000	100m×100m
東 088	福住町 247 - 5	市民研修 センターグランド	市長	0794 - 67 - 0044	130m×80m
東 089	河合中町 48 - 2	河合運動広場	市長	0794 - 66 - 5160	170m×75m

【ヘリコプター臨時離着陸場適地指定数】

(令和5年4月1日現在)

地域	指定数	地域	指定数	地域	指定数	地域	指定数
神戸	25	東播磨	20	西播磨	36	淡路	28
阪神南	16	北播磨	27	但馬	36		
阪神北	25	中播磨	33	丹波	23		
合 計							269

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備数等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

市は、民間医療機関を含むその地域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁等にかかる一覧表】

施 行 令	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条1号	発電所（最大出力5万kW以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
第27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
第27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省
第27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万/1日以上）	国土交通省
第27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省
第27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向け放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
第27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省
第27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
第27条9号	ダム（土砂の流出を防止し及び調節するたるため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
27 条 10 号	危険物の取扱所	総務省消防庁
28条1号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う取扱所	厚生労働省
28条2号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
28条3号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省

	28条5号 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
28条6号	核原料物質使用施設、製鍊施設	原子力規制委員会
28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、農林水産省
28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
28条10号	生物剤、毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共機関等について、特に、情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために必要となる化学防護服や放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

- (1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。
- (2) 市は、弾道ミサイル飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し平素から周知するよう努める。
- (3) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- (4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場の情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：市民安全部長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

(1) 危機管理対策本部

① 設置基準

- ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事実が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき
- ウ その他、市長が必要であると認める場合（隣接市などにおいてアの事案が発生した場合など）

② 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長、防災監
本部付	教育長、技監
本部員	◇各部長 ◇消防長 ◇会計管理者 ◇議会事務局長 ◇市民安全部次長 ◇農業委員会事務局長 ◇選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長 ◇(公財)小野市施設管理協会事務局長

③ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、指定公共機関等の関係機関に対して迅速に提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- イ 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
- エ また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になるよう、緊密な連携を図る。
- オ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- カ 事案に伴い発生した災害の対処に関して、必要があると認めるとときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要と認められるとき
- イ 市の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合
- ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき
- エ その他、市民安全部長が必要であると認めた場合

② 組織構成

区分	職名
会長	市民安全部長
副会長	防災グループリーダー
構成員	各部の課長

※ その他、必要に応じて市民安全部長が指名する者

③ 対処の内容

- 情報収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

- 危機管理対策本部を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危

機管理対策本部を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、防災センターに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を防災センター内に設置できない場合に備え、あらかじめ市庁舎を予備施設として指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。なお、市長は、政府による武力攻撃事態等の認定が行われれば、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長、防災監
本部付	教育長、技監
本部員	◇市民安全部長 ◇消防長 ◇総合政策部長 ◇市民福祉部長 ◇地域振興部長 ◇水道部長 ◇会計管理者◇教育指導部長 ◇教育管理部長 ◇議会事務局長 ◇農業委員会事務局長 ◇市民安全部次長◇選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長 ◇(公財)小野市施設管理協会事務局長

※ 市対策本部長が必要と認めるときは、国の職員その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

【市対策本部長の補佐機能】

部署名	機能
統括班 ・市民安全部	・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班 ・市民安全部	・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項
情報通信班 ・総合政策部 ・市民福祉部 ・市民安全部 ・ICT推進課	・以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ・被災情報・避難や救援の実施状況・災害への対応状況 ・安否情報・その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班 ・市民サービス課	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班 ・総務部総務課	・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部の庶務に関する事項

【市の各部署における武力攻撃事態における業務】

部署名	武力攻撃事態等における業務
市民安全部 防災G、地域安全G、ヒューマンライフG	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・安否情報の収集に関すること ・特殊標章等の交付に関すること
総務部税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用物資の調達に関すること ・災害応急車両の借り上げに関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること
市民福祉部 高齢介護課、社会福祉課、子育て支援課、市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること
市民福祉部健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備及び医療機関との連絡調整に関すること ・救護班の編成及び救護所の運営に関すること
市民安全部 生活環境G、カーボンニュートラル推進G	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・仮設トイレに関すること
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、農業用施設、都市公園施設等の復旧に関すること
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の復旧に関すること ・応急給水に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関する事

※各部署は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関

係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関等が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 動員の実施

(1) 市の体制及び職員の参集基準等

① 市対策本部員及び市対策本部事務局のあらかじめ定めた職員は、直ちに配備に就く。

- ② 上記以外の職員については、原則として、市対策本部長が決定する配備体制を取るものとし、その参集基準に従い動員する。
- ③ 具体的な配備人員等については、事態の状況等を勘案し、市対策本部員が決定する。

【職員参集基準】

配備体制	事態の状況	参集基準
第1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、国民保護措置の実施等に備える必要があるとき ・武力攻撃予測事態の認定が行われたとき 	所属人員のうちあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配置し、主として情報収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で発生した事案が武力攻撃事態と認定され、全部署での対応が必要なとき ・市外で発生した事案が武力攻撃事態と認定され、市内に避難住民を受け入れる必要があるときなど、全部署での対応が必要なとき ・武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部署で対応が必要なとき 	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配置し、対策に当たる体制
第3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全部署を上げての対応が必要なとき 	原則として職員全員を配備し、応急対策に万全を期して当たる体制

(2) 職員の服務基準

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができない場合は、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、市対策本部員、市対策本部事務局員は、これにかかりわらず、直ちに配備に就く。
- ④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶のため各所属に赴くことができないときは、あらかじめ定めた最寄りの市の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。ただし、市対策本部員、市対策本部事務局員は、これにかかりわらず、直ちに配備に就く。なお、各機関の長は、緊急に赴いた職員を掌握し、所属長に連絡する。
- ⑤ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを隨時、所属長又は市対策本部事務局職員に連絡する。この場合において、各所属長は各職員からの連絡で得た情報を速やかに市対策本部事務局へ報告する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LG WAN（総合行政ネットワーク）等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 通信機器等の活用

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国、県対策本部との連携

(1) 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運営を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互努力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求め る。

3 指定公共機関等その他関係機関への措置要請等

(1) 指定公共機関等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、

市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにするよう努める。

特に、次の事業者に対して要請を行う場合は、その留意事項に配慮するものとする。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し避難住民又は緊急物資の輸送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

5 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援をもとめる。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届ける。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

① 職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかつた時や、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

また、(2)ー②の場合と同様に、知事に対してあっせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届けれる。

(2) 指定公共機関等に対して行う応援等

市は、指定公共機関等の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

(4) ボランティア受入窓口の設置

市は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置する。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(5) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 市民への協力要請

市は、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

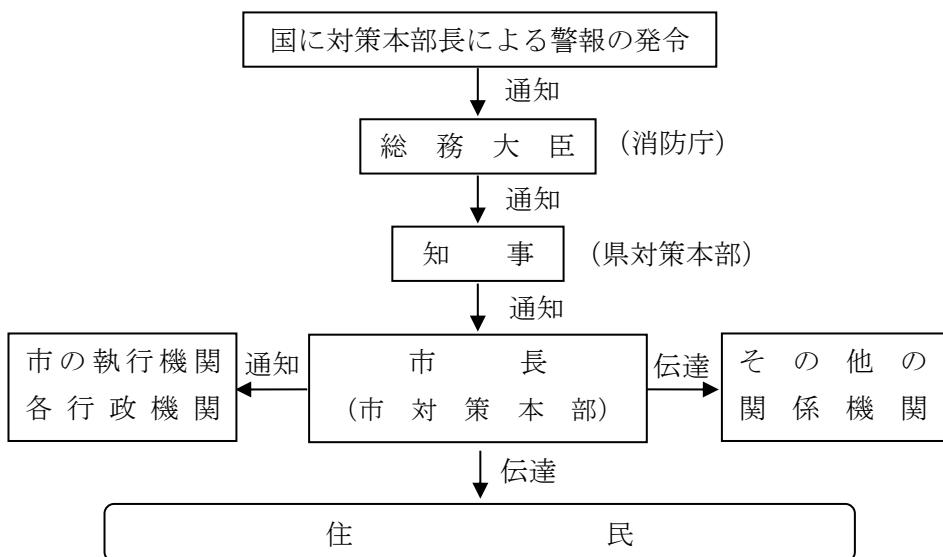
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、北播磨総合医療センター、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達（図示）



2 警報の内容の伝達方法

- ① 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、小野市安全安心メールを活用し、携帯電話のメール機能により武力攻撃事態等において警報が発令された事実を周知する。また、ホームページへの掲載も行い、より広くの周知を図る。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、小野市安全安心メールは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
イ なお、市長が特に必要と認める場合には、小野市安全安心メールを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織等による伝達、自治会への協力依頼などによる伝達方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークサービス(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備を進める。

- ① 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達ができるよう進める。
- ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学・通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。
- ③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、警報を伝達できるように進める。

- (4) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や必要に応じて、外国人団体及びN G O等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

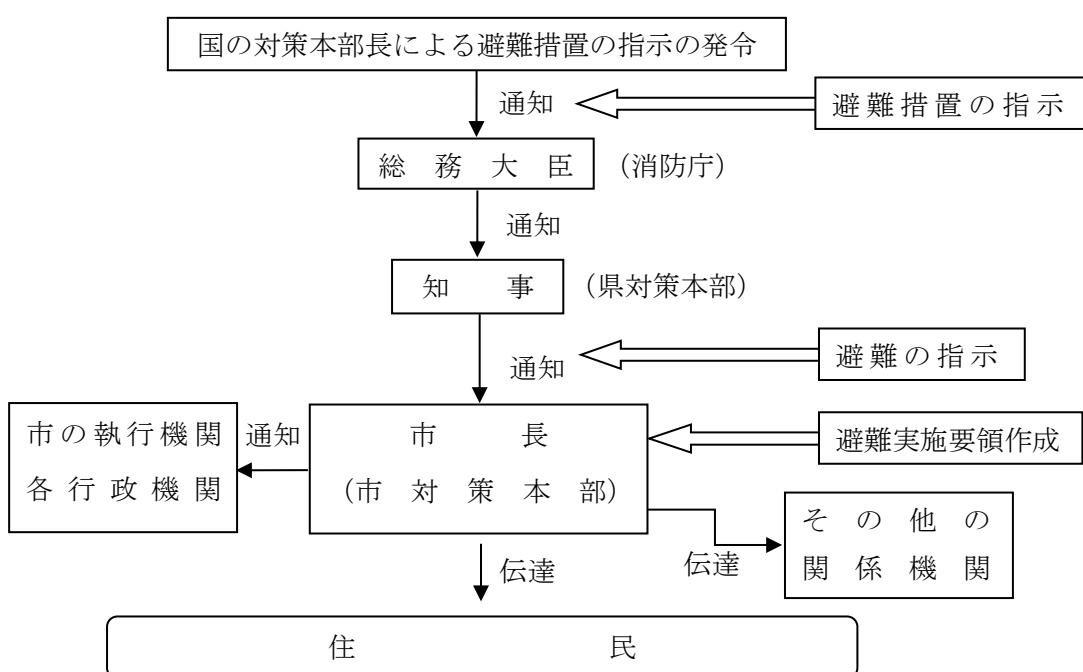
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつあらかじめ作成した避難実施要領パターン等に基づき、迅速かつ的確に避難実施要領を策定する。

[避難実施要領に定める事項（法廷事項）]

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

[避難実施要領の策定の留意点について]

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

[県国民保護計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の留意事項]

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するためには、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携帯品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に留意して行う。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定公共交通機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者の支援班の設置)

⑦ 避難経路の設定、交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

[国の対策本部長による利用指針の調整]

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における

る特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

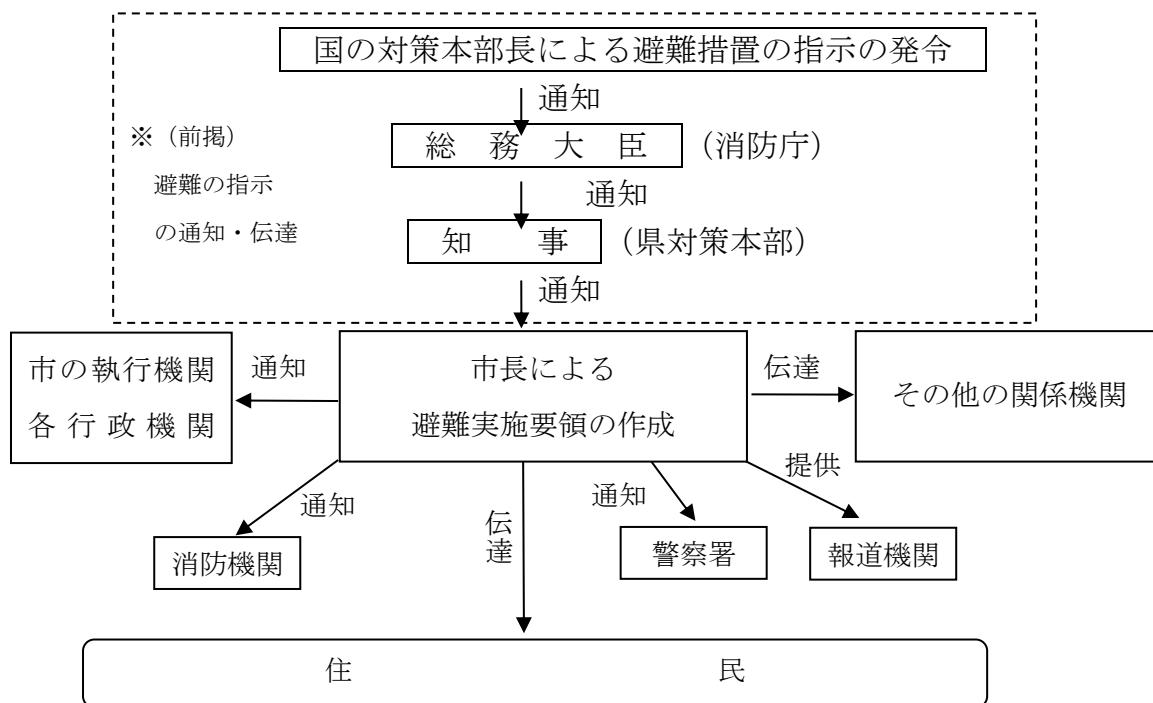
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、小野警察署長及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに、管轄する県地方対策本部長(北播磨県民局長)にも併せて通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職

員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、人間関係が希薄な地域では、重要である。）

なお、夜間では、闇夜の中における視界の低下により不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策を取るものとする。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応につ

いての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者の支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。なお、避難行動要支援者名簿を活用しながら対応を行う。

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をうとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。
- ③ 市長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市長は大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

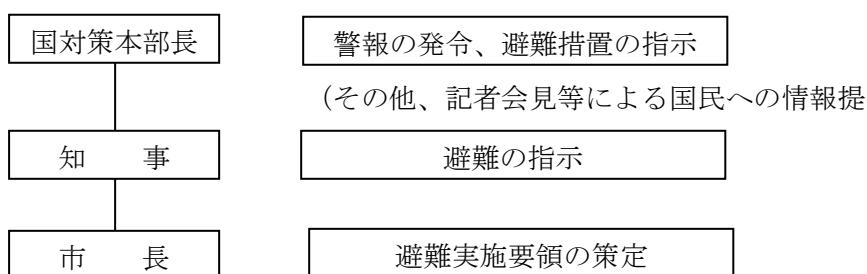
【避難にあたって留意すべき事項】

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と平行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間の余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要で

ある。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の搜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

(2) 救援の実施及び補助

市長は、上記（1）により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 遺体の搜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び県国民保護計画の内容に基づく救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 救援の実施方法

(1) 収容施設の供与

① 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

ア 避難所の開設

(ア) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(イ) 避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設するものとする。

(ウ) 市が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告するものとする。

(エ) 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けるものとされている。

イ 避難所の運営

- (ア) 避難所の運営は、原則として、市が行うものとする。
- (イ) 市は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (ウ) 市は、避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市職員）を定め、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。
- (エ) 市は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求めるものとする。
- (オ) 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。
- ・施設等開放区域の明示
 - ・避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ・情報連絡活動
 - ・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ・ボランティアの受入れ
 - ・炊き出しへの協力
 - ・避難所運営組織づくりへの協力
 - ・重傷者への対応
- (カ) 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。
- (キ) 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるものとする。
- (ク) 市は、高齢者、障がい者等に対しては、障がい者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。
- (ケ) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所

- (ア) 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。
- (イ) 福祉避難所は、コミュニティセンターおの、うるおい交流館「エクラ」、児童館「チャイコム」等防災拠点型地域交流スペースを有する施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は旅館等を利用するものとする。

エ 長期避難住宅

- (ア) 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するものとされている。

(イ) 長期避難住宅の設置については、②の応急仮設住宅の規定を準用するものとする。

② 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

(ア) 応急仮設住宅は、原則として県が設置することとされているが、市が設置する場合は、市民グラウンド等に設置する。この場合、規格、規模、構造、単価等については、県の基準による。

(イ) 市は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

イ 応急仮設住宅の構造

(ア) 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全性及び利便性に配慮した構造とするものとする。

(イ) 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。

(ウ) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとする。

ウ 入居者の認定

入居者の認定は、市において行うものとする。この場合において、高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮するものとする。

エ 応急仮設住宅の管理

市において、通常の管理を行うものとする。

オ 生活環境の整備

市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

① 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

ア 炊き出しその他による食品の給与の方法

(ア) 炊き出しほは、原則として、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用するものとする。

(イ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によるもので
きる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮するものとする。

イ 食料の供給要請等

市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請するものとする。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

② 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

ア 飲料水供給の方法

- (ア) 市は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。
- (イ) 市（水道事業者）は、運搬給水基地又是非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めるものとする。
- (ウ) 病院、救護所等へは、最優先で給水するものとする。

イ 水源及び給水量

- (ア) 市（水道事業者）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。
- (イ) 市（水道事業者）は、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3リッター、10日目までには3～20リッター、20日目までには20～100リッターを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

内 容 時系列	期 間	1人当たり水量 (リッター/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	発災から 3 日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかつた者に対する応急拠点給水
第2次給水	4 日目か ら 10 日 まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
	11 日目 から 20 日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	
第3次給水	21 日目 から完全 復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

ウ 給水応援

- (ア) 市は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとする。
- (イ) 市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。
- ・給水を必要とする人員
 - ・給水を必要とする期間及び給水量
 - ・給水する場所
 - ・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ・給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ・その他必要な事項

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

① 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請するものとする。

- ア 供給あっせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡先及び連絡担当者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

② 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
光熱材料	マッチ、L P ガス等
その他	※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

(4) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

① 救護所の設置

ア 市は、次の場合に救護所を設置するものとする。

(ア) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

(イ) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

(ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

イ 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておくものとする。

ウ 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止するものとする。

② 医薬品等の供給

ア 品目

市は、次の品目の医薬品等を確保するものとする。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮するものとする。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

イ 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品等を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。

ウ 搬送、供給方法

販売業者は、市の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うものとする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めるものとする。

③ 救護班の編成

ア 救護班の編成・派遣

市は、多数の傷病者が発生した場合は、北播磨総合医療センターにおいて救護班を編成し救護所に派遣するとともに、状況により小野市・加東市医師会に、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

イ 県への要請

市長は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

④ 救護班の活動

- ア 被災地に入った救護班は、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示、手配等を行う。
- イ 発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

(5) 被災者の搜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する。

- ① 市及び消防機関は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の搜索、救出活動を行うものとする。
- ② 市は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。
- ・応援を必要とする理由
 - ・応援を必要とする人員、資機材等
 - ・応援を必要とする場所
 - ・応援を必要とする期間
 - ・その他必要な事項
- ③ 市及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(6) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

① 埋葬の方法

- ア 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。
- イ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施するものとする。

② 広域火葬の実施

- ア 市は、大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、埋火葬が速やかに出来るよう近隣市町の応援を求める。
- イ 近隣市町の応援でも不十分な場合、県に広域火葬等の実施を要請する。
- ウ 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送す

るものとする。

(7) 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。

② 市は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。

- ア 被害戸数（半焼・半壊）
- イ 修理を必要とする戸数
- ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

(9) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

① 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

② 学用品給与の方法

- ア 市は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとする。
- イ 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

(10) 遺体の搜索及び処理

① 遺体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（遺体）を搜索する。なお、市は、遺体を発見した場合は、速やかに小野警察署に連絡するものとする。

② 遺体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

ア 遺体の一時保存のための施設等の設置、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、市が、遺体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するものとする。

イ 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。

(11) 障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。

② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。

ア 除去を必要とする住家戸数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

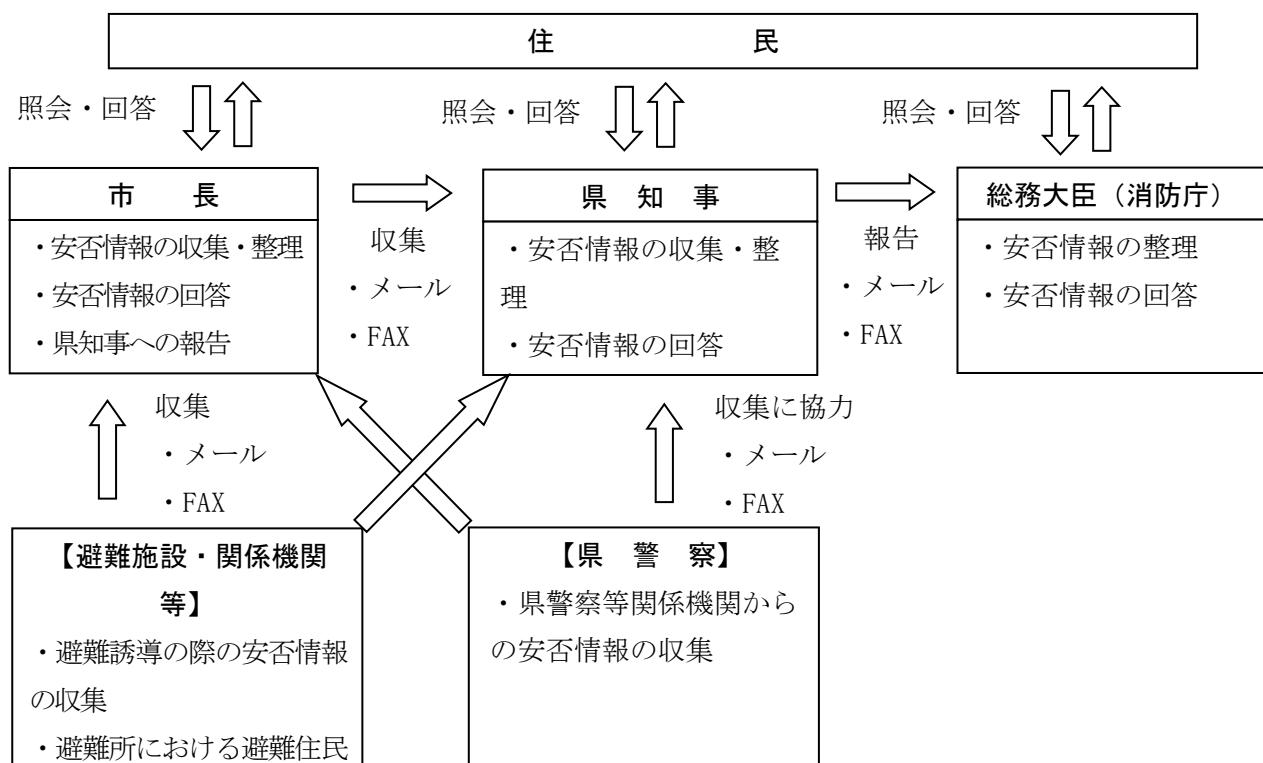
オ 除去した障害物の集積場所の有無

カ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。(様式第1条・第2号は、資料編に記載する。)

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。（様式第3号は、資料編に記載する。）

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。（様式4号は、資料編に記載する。）
- ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住

民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。(様式第5号は、資料編に記載する。)

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会しようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

国民保護

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（一例）】

・「○○町、○○町」の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や屋内に一時退避すること。

・「○○町、○○町」の住民については、○○町の△△（一時）避難場所へ退避すること。

* 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋内への退避」を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官からの退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通知内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策を取るものとする。

- ⑤ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知をうけた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時使用等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次の掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・

救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生ずることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用せるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物資等に関する措置命令

市長は、危険物資等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物資等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物資等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

* 危険物資等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物資等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物資等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物資等の管理状況報告

市長は、危険物資等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物資等の取扱者から危険物資等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、区域内において原子力災害が発生した場合における周囲への影響に鑑み、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 地域防災計画（原子力等災害対策編）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 市長は、知事から所要の応急対策を講すべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対応編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる

(4) 住民の避難誘導

① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

② 市長は、原子力事業所からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講すべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射能ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原子力規制委員会の判断及び日本医師会「原子力災害における安定ヨウ素剤服用ガイドブック」に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(8) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(9) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易検査の実施については、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁)に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、国の指示等があったとき、及び、県が実施した検査の結果等により、国が示す指標等を超えた場合に摂取の禁止及び市民への伝達など必要な措置を講ずる。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物資の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物及び場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集・報告及び公表

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告及び公表に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連携を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（平成29年2月7日付け消防応第11号消防長官通知（一部改正））に基づき、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 被災情報の公表

市は、武力攻撃災害において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供を行うものとする。

(1) 住民への広報

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に的確かつ積極的に情報提供を行うため、市民安全部長を広報責任者として、広報の一元化を図る。

② 広報手段

記者会見、広報誌、ホームページ等の様々な広報手段を活用するとともに、問い合わせ窓口を開設するなど、住民に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸するとのないよう迅速に対応するよう努める。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うように努める。

(2) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を市対策本部に設置する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康衛生対策

- ① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障害者等の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

- ① 市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。
- ② 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋め立て又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 市は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道担当部局と連携しつ

つ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

- ① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。
- ② 市は、環境大臣が指定する特定地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- ③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
- ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間をする場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市の指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者に対し当該勧告を告知する。

第10章 市民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようとするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者として市は、当該公共施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

* 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するためには使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

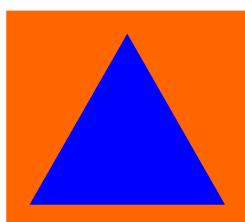
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は以下のとおり。）

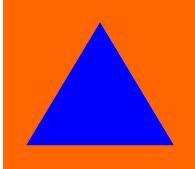
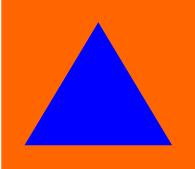
③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青色の正三角形）

【表 面】

	小野市長 身分證明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____		<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加協定書（協議書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
発給年月日/Date of issue _____ 証明書番号 No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry _____		

【裏 面】

身長/Height _____ 眼の色/eyes _____ 頭髪の色/hair _____ その他の特徴又は情報/Other Distinguishing marks of information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of Holder	

(日本産業規格A7 (縦74ミリメートル、横105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市 長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員によりすみやかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 道路等の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

3 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民

保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を市対策本部事務局を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	内容	備考
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物質の収用に関すること。(法 81 条第 2 項)	
	特定物質の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)	
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 ・ 5 項)	
損害補償 (法第 160 条)	市民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1 ・ 3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続きに関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害

関係機関連絡先 一覧

I. 市町一覧

機関名	部 署		連 絡 先	
神戸市	危機管理室	危機対応担当課	TEL	078-322-6456
			FAX	078-322-6031
			E-mail	kikikanri@office.city.kobe.lg.jp
神戸市	消防局	警防部警防課 災害対策係	TEL	078-322-5734
			FAX	078-325-8597
			E-mail	fb_saitai@office.city.kobe.lg.jp
尼崎市	危機管理安全局 危機管理安全部	災害対策課	TEL	06-6489-6165
			FAX	06-6489-6166
			E-mail	ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp
西宮市	総務局	危機管理室 災害対策課	TEL	0798-35-3643
			FAX	0798-36-1990
			E-mail	boutai@nishi.or.jp
芦屋市	都市建設部	防災安全課	TEL	0797-38-2093
			FAX	0797-38-2157
			E-mail	bosai@city.ashiya.lg.jp
伊丹市	総務部	危機管理室	TEL	072-784-8166
			FAX	072-784-8172
			E-mail	kikikanri@city.itami.lg.jp
宝塚市	都市安全部	危機管理室 総合防災課	TEL	0797-77-2078
			FAX	0797-77-2102
			E-mail	m_takarazuka0022@city.takarazuka.lg.jp
川西市	総務部	危機管理課	TEL	072-740-1145
			FAX	072-740-1320
			E-mail	kawa0010@city.kawanishi.lg.jp
三田市		危機管理課	TEL	079-559-5057
			FAX	079-559-1254
			E-mail	kikikanri@city.sanda.lg.jp
猪名川町	企画総務部	生活安全課	TEL	072-766-8703
			FAX	072-767-7260
			E-mail	kikikanri@town.inagawa.lg.jp

明石市	総務局	総合安全対策室	TEL	078-918-5069
			FAX	078-918-5140
			E-mail	bousai@city.akashi.lg.jp
加古川市	防災部	防災対策課	TEL	079-427-3622
			FAX	079-427-3623
			E-mail	risk_mng@city.kakogawa.lg.jp
高砂市	総務部	危機管理室	TEL	079-443-9008
			FAX	079-442-9577
			E-mail	tact1480@city.takasago.lg.jp
稲美町	経済環境部	危機管理課	TEL	079-492-9168
			FAX	079-492-7792
			E-mail	kikikanri@town.hyogo-inami.lg.jp
播磨町	危機管理 グループ		TEL	079-435-0991
			FAX	079-435-7901
			E-mail	kikikanri@town.harima.lg.jp
西脇市	くらし安心部	防災安全課	TEL	0795-22-3111(内線 566)
			FAX	0795-22-3515
			E-mail	bousai@city.nishiwaki.lg.jp
三木市	総合政策部	危機管理課 防災・危機管理係	TEL	0794-89-2370
			FAX	0794-82-2278
			E-mail	kikikanri@city.miki.lg.jp
小野市	市民安全部	防災グループ	TEL	0794-63-3387
			FAX	0794-63-1093
			E-mail	bosai@city.hyogo-ono.lg.jp
加西市	総務部	危機管理課	TEL	0790-42-8751
			FAX	0790-43-1800
			E-mail	bosai@city.kasai.lg.jp
加東市	総務財政部	防災課	TEL	0795-43-0402
			FAX	0795-42-5055
			E-mail	bosai@city.kato.lg.jp
多可町		生活安全課	TEL	0795-32-4777
			FAX	0795-32-2661
			E-mail	seian@town.taka.lg.jp

姫路市	危機管理室	危機管理・国民保護担当 災害対策担当	TEL	079-223-9601
			FAX	079-223-9541
			E-mail	kikikanri@city.himeji.lg.jp
神河町		住民生活課 防災係	TEL	0790-34-0963
			FAX	0790-34-1556
			E-mail	jyumin_seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp
市川町		総務課	TEL	0790-26-1010
			FAX	0790-26-1049
			E-mail	bousai@town.ichikawa.lg.jp
福崎町		住民生活課	TEL	0790-22-0560
			FAX	0790-22-5980
			E-mail	jumin@town.fukusaki.lg.jp
相生市	企画総務部	危機管理課 危機管理係	TEL	0791-23-7132(夜間 0791-23-7111)
			FAX	0791-22-6439
			E-mail	kikikanri@city.aioi.lg.jp
たつの市	総務部	危機管理課	TEL	0791-64-3219(夜間 0791-64-3131)
			FAX	0791-63-3788
			E-mail	kikikanri@city.tatsuno.lg.jp
赤穂市	市長公室	企画政策課 危機管理担当	TEL	0791-43-6866
			FAX	0791-43-6892
			E-mail	anzenanshin@city.ako.lg.jp
宍粟市	市長公室	危機管理課 危機管理係	TEL	0790-63-3119
			FAX	0790-63-3064
			E-mail	kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp
太子町	総務部	企画政策課 地域安全係	TEL	079-277-5998
			FAX	079-276-3892
			E-mail	kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp
上郡町		住民課 消防防災係	TEL	0791-52-1115
			FAX	0791-52-6490
			E-mail	jyumin@town.kamigori.lg.jp
佐用町		企画防災課 防災対策室	TEL	0790-82-0664
			FAX	0790-82-0492
			E-mail	bosai@town.sayo.lg.jp

豊岡市	政策調整部	防災課 防災係	TEL	0796-23-1111
			FAX	0796-24-5932
			E-mail	bousai@city.toyooka.lg.jp
養父市	危機管理室	防災安全課	TEL	079-662-2899
			FAX	079-662-7491
			E-mail	bousai@city.yabu.lg.jp
朝来市	危機管理室	防災安全課	TEL	079-672-6112
			FAX	079-672-5007
			E-mail	bousai@city.asago.lg.jp
香美町		防災安全課	TEL	0796-36-1111
			FAX	0796-36-3809
			E-mail	bousai@town.mikata-kami.lg.jp
新温泉町		町民安全課 防災安全室	TEL	0796-82-5621(直通)
			FAX	0796-82-2970
			E-mail	chomin@town.shinonsen.lg.jp
丹波篠山市	市民生活部	市民安全課 防災係	TEL	079-552-1116
			FAX	079-554-2332
			E-mail	bosai@city.sasayama.hyogo.jp
丹波市	生活環境部	くらしの安全課 防災係	TEL	0795-82-0250
			FAX	0795-82-1821
			E-mail	fujii.yuuusuke@city.tamba.lg.jp
洲本市	総務部	消防防災課	TEL	0799-22-3321(内線 1414)
			FAX	0799-24-1722
			E-mail	shoubou@city.sumoto.lg.jp
南あわじ市	危機管理部	危機管理課	TEL	0799-43-5203
			FAX	0799-43-5303
			E-mail	kikikanri@city.minamiawaji.hyogo.jp
淡路市	危機管理部	危機管理課	TEL	0799-64-0001(直通 0799-64-2555)
			FAX	0799-64-2170
			E-mail	awaji_kikikanri@city.awaji.lg.jp

II. 放送事業者

機関名	部 署		連 絡 先	
朝日放送 テレビ(株)	報道局	ニュース情報センター	TEL	06-6451-1104
			FAX	06-6458-1241
			E-mail	news-desk(gp@asahi.co.jp)
関西テレビ 放送(株)	報道局	報道部	TEL	06-6314-8808
			FAX	06-6314-8826
			E-mail	i-nakashima@ktv.co.jp
(株)毎日放送	報道情報局	報道部	TEL	06-6377-4268
			FAX	06-6359-3571
			E-mail	kaz_otsuki@mbs.co.jp
	ラジオ局	制作センター	TEL	06-6375-7528
			FAX	06-6359-3528
			E-mail	sawako@mbs.co.jp
			E-mail	radiohoudou@mbs.co.jp
讀賣テレビ 放送(株)	報道局 (災害窓口)	報道局	TEL	06-6947-2365
			FAX	06-6942-7734
			E-mail	newsa@ytv.co.jp
				masayo.watanabe@ytv.co.jp
大阪放送(株)	放送ビジネス 本部	編成部制作報道部	TEL	06-6577-1321
			FAX	06-6577-1320
			E-mail	akamatu@1314.co.jp
NHK 神戸放送局		放送部	TEL	078-252-5100
			FAX	078-252-5110
			E-mail	enokizono.k-fk@nhk.or.jp
(株)サン テレビジョン		報道部	TEL	078-303-3168
			FAX	078-303-3158
			E-mail	hino@sun-tv.co.jp
(株)ラジオ 関西	報道制作局	報道制作部	TEL	078-362-7380
			FAX	078-362-7403
			E-mail	hayashi@jocr.jp
				hodo@jocr.jp

兵庫エフエム放送(株)		編成・事業部	TEL	078-322-1003
			FAX	078-322-1011
			E-mail	t-katahira@kiss-fm.co.jp
			E-mail	asahi_news@kiss-fm.co.jp
(株)FM802		COCOLO 編成部	TEL	06-6354-8045
			FAX	06-6354-8033
			E-mail	koga@fm802.co.jp

III.兵庫県、兵庫県警、自衛隊 関係

兵庫県	危機管理部	災害対策課	TEL	078-362-9988
			FAX	078-362-9911
		E-mail	saitai@pref.hyogo.lg.jp	
北播磨 県民局	総務企画室	総務防災課	TEL	0795-42-9303
			FAX	0795-42-4704
			E-mail	kharimasom@pref.hyogo.lg.jp
北播磨 県民局	加東土木 事務所	管理課	TEL	0795-42-9389
			FAX	0795-42-5137
			E-mail	katdoboku@pref.hyogo.jp
兵庫県警	小野警察署	警備課	TEL	0794-64-0110
			FAX	0794-63-0100
			E-mail	—
陸上自衛隊	青野原 駐屯地	第8高射特科群	TEL	0794-66-7301
			FAX	0794-66-7301
			E-mail	—

安否情報省令にかかる様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日 時 分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年	月 日
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当
⑨ 負傷又は疾病的状況		
⑩ 現在の居所		
⑪ 連絡先その他必要情報		
⑫ 親族・同居者からの照会があれば①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない
※備考		

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

国民保護

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年	月
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	負傷	非該当
⑨ 遺体が安置されている場所		
⑩ 連絡先その他必要情報		
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない	
※備考		

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人は、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪ の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

卷之三

書告報情否安

報告日時： 年 月 日 時 分

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「^③出生の年月日」欄は三呂圭司証に上り詠了ある。

〔③出生の年月日〕欄(は)元旁表記により記入すること。

「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 戦力攻撃終了時に死んでいた住居にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入し、場所及び状況欄に「(⑩現在の居所)」を記入する。

國
民
保
證

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

国民保護

総務大臣

年　月　日

(都道府県知事) 殿

(市町村長)

申請者

住所(居所)

氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

国民保護

年月日

殿

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年月日付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被照会者	氏名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男女の別		
	住所		
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本	その他()
	その他個人を識別するための情報		
	現在の居所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

